# 「減額の対象になるのは、

①支給開始月の初日から起算して5年 したときの翌月からです。 次の①または②のいずれかが早く経

# 児童家庭課

児童扶養手当受給中の方へお知らせ

973 - 4983

※新たに監護または養育する児童につい 求をした日の属する月の翌月の初 て増額になった場合は、増額の改定請 |離婚日」「夫の死亡日」等のことです

# 減額にならないためには、 届出が必

次のいずれかに該当する場合は、手続

です

## うるま市民無料相談所の開設

#### ◆市民無料法律相談

うるま市顧問弁護士: ゆあ法律事務所 宮國英男弁護士

き】毎月第2木曜日 午後2時~午後4時

石川庁舎(1階市民相談室) 【ところ】

付】市民ロビー 午後1時受付開始

毎月第4木曜日 午後2時~午後4時

【ところ】本庁(1階市民相談室)

【受 付】2階市民生活課 午後1時受付開始

#### ※先着8名

午後1時から受付カードを配布しますが、法律相談は先着8名 までとなっておりますので、お早めにご来庁ください。 窓口が大変込み合い相談を受けることが出来ない場合がありま すので予めご了承ください。

#### ◆人権·行政合同相談所

き】4月17日(木) 午前10時~午後4時 【ところ】石川庁舎 1階市民相談室(行政) 石川保険相談センター(石川庁舎隣り) 1階相談室(人権)

#### ◆消費者相談

き】毎週水曜日 午前10時~午後4時 【ところ】市役所本庁1階市民相談室

#### 【人権相談】

近隣のトラブル、家庭内のもめごと、いじめ、体罰など人権問題で お困りの方。

#### 【行政相談】

国の行政や特殊法人についての苦情や意見・要望を受け付けます。

### 【消費者相談】

マルチ商法やSF商法(沖縄では「ハイハイ学校」)などの悪質商法、 架空請求や金融問題(多重債務)等に対するトラブル等について消費 生活専門員が対応します。市民の皆さん一人で悩まず相談してくだ

※相談は無料で秘密は固く守られます。お気軽にご相談ください

連絡先: 市民生活課 **2973-5487** 

### 「友人を紹介すれば儲かる」

## と誘うマルチ商法に注意!

マルチ商法の対象となる商品は、健康食品や化粧品 補整下着や宝石、浄水器など様々です。簡単な儲け話は ありません!説明をうのみにせず、まず疑ってかかる事 が被害を防ぐポイントです。

- 自分1人で決めず、家族、友人や消費者相談窓口に 相談する。
- 考える時間も与えず、契約を強制してくるような場 合は、相手が親しい友人でもはっきりと断る勇気を 持つ。
- 3) 日頃つきあいのない同窓生などから、商品について の説明会へ誘われた時などは、マルチ商法では?と 考え直してみる。
- 4) 簡単な儲け話・ダイエット法・美容健康法はありま せん。話がうますぎる時やわかりにくい時は、深入 りせずに早めに断る。

マルチ商法などの悪質商法の相談は、毎週水曜日午前 10時~午後4時の【うるま市消費者相談】へ

②支給要件に該当するに到った日の する月の初日から起算して7年 ただし、①②ともに、認定の請求を 属

ていた場合は、3歳に達した月の翌月の 初日から5年を経過したときとなりま た日において3歳未満の児童を監護し

④負傷、疾病などで就業することが困難

⑤監護する児童や親族が障害、

、負傷、

病

新庁舎に移転し

業務を開始すること

になりました。

内の嘉手納ロ―タリ―再開発地区の 張所は、平成20年4月14日、嘉手納町

気、要介護状態などで介護が必要であ

③身体上や精神上の障害がある

を行っている

②求職活動など自立を図るための活動

新庁舎での業務開始のお知らせ

福岡入国管理局那覇支局嘉手納出

きすることにより減額されません。

)就業している場合

※支給要件に該当するに到った日とは

り就業が困難

から起算して5年

当が2分の1に減額されることになり

養手当の受給開始から一定年数を経過

成

14

年の法律改正により、児童扶

した方は、「就業」等の必要条件を満た

していないと、平成22年4月分以降の手

のお知らせと減額されない場合の手続 過する等の要件」に該当する受給資格 者の方には、該当する月の前々月に減額 ※それぞれ、条件を満たしていることの きについて順次お知らせします。 証明書等が必要になります。 |児童扶養手当の受給から5年を経

# 移転先住所

ロータリー1号館 嘉手納町字嘉手納290-9

お問合せ先 **3**957-5252

福岡入国管理局那覇 **2**832-4-85 芝局

総務課